明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕

○電波法施行規則及び無線局運用規則の一部を改正する省令（**総務**六八）　三

○出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の特定技能の項の下欄に規定する産業上の分野等を定める省令の一部を改正する省令（**法務**三五）　六

〔告　示〕

○公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第十条の内閣総理大臣が指定する公的給付を定める告示の一部を改正する件（**同**一六）　六

○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第七十四条の内閣総理大臣及び総務大臣が定める事務を定める告示（**デジタル庁・総務**三〇）　七

○公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第十条の内閣総理大臣が指定する公的給付を定める告示（**デジタル庁**一五）　六

○電波法施行規則及び無線局運用規則の一部を改正する省令（**総務**六八）　三

○出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の特定技能の項の下欄に規定する産業上の分野等を定める省令の一部を改正する省令（**法務**三五）　六

○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第五十九条の四の内閣総理大臣及び総務大臣が定める事務及び情報を定める告示（**同**三一）　八

○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第七十四条の内閣総理大臣及び総務大臣が定める事務を定める告示の一部を改正する件（**同**三二、三四）　一〇

○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第五十九条の四の内閣総理大臣及び総務大臣が定める事務及び情報を定める告示の一部を改正する件（**同**三三、三五）　一三

○昭和五十一年郵政省告示第八十七号（電波法施行規則の規定により許可を要しない工事設計の軽微な事項を定める件）の一部を改正する件（**総務**三〇五）　一三

○令和五年総務省告示第八号の一部を訂正する件（**同**三〇六）　一四

○政治資金規正法の規定による政治団体の解散に係る収支に関する報告書の提出があったので要旨（平成三十年分・令和三年分～令和四年分）を公表する件の一部を訂正する件（**同**三〇七）　一五

○令和三年総務省告示第三百十四号の一部を訂正する件（**同**三〇八）　一五

○政治資金規正法の規定による政治団体の収支に関する報告書の提出があったので要旨（令和元年分～令和三年分）を公表する件（**同**三〇九）　一六

○政治資金規正法の規定による政治団体の解散に係る収支に関する報告書の提出があったので要旨（令和四年分）を公表する件（**同**三一〇）　一八

○地域公共交通の活性化及び再生の促進に関する基本方針を変更した件（**総務・国土交通**二）　二四

○出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令及び特定技能雇用契約及び一号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令の規定に基づき特定の産業上の分野を定める件の一部を改正する件（**法務**二一九）　二六

○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則に基づく国税関係手続に係る個人番号利用事務実施者が適当と認める書類等を定める件の一部を改正する件を廃止する件（**国税庁**二八）　三六

○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則に基づく国税関係手続に係る個人番号利用事務実施者が適当と認める書類等を定める件の一部を改正する件（**同**二九）　三九

○消費税法施行令第十八条の二第二項第三号の規定に基づき国税庁長官が観光庁長官と協議して指定する自動販売機を定める件の一部を改正する件（**同**三〇）　三九

○健康保険法に基づく保健事業の実施等に関する指針等の一部を改正する告示（**厚生労働**二五八）　四〇

○特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）の一部を改正する告示（**同**二五九）　四五

○出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令及び特定技能雇用契約及び一号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令の規定に基づきビルクリーニング分野について特定の産業上の分野に特有の事情に鑑みて当該分野を所管する関係行政機関の長が定める基準の一部を改正する件（**同**二六〇）　四五

○厚生労働大臣の定める先進医療及び患者申出療養並びに施設基準の一部を改正する件（**同**二六一）　四六

○特定技能雇用契約及び一号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令の規定に基づき農業分野等に特有の事情に鑑みて定める基準の一部を改正する件（**農林水産**一〇四八）　五七

○旧一般ガスみなしガス小売事業者指定旧供給区域等小売供給約款料金算定規則の規定に基づき経済産業大臣が別に告示する値（**経済産業**一一〇）　六二

○旧簡易ガスみなしガス小売事業者指定旧供給地点小売供給約款料金算定規則の規定に基づき経済産業大臣が別に告示する値（**同**一一一）　六五

○ガス事業託送供給約款料金算定規則の規定に基づき経済産業大臣が別に告示する値（**同**一一二）　六五

（以下次のページへ続く）